

人権擁護委員制度をご存知ですか？

人権は、人が人として幸福な人生を送る上で最も大切な権利です。自分だけでなく、すべての人の人権が尊重されなければなりません。人々がお互いに人権を守ることによって明るい社会をつくるのが、私たちの願いです。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、21世紀が「人権の世紀」であることを改めて思い起こし、国民の一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分配慮した行動が取れるよう本年度の啓発活動重点目標を「みんなで築こう人権の世紀 ～考えよう相手の気持ち 育てよう思いやりの心～」と定め、積極的な啓発活動を展開しています。

そこで、人権擁護委員法の施行日である6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、全国各地でこの日を中心として人権擁護委員による一斉の特設人権相談所を開設することにより、人権擁護委員制度の周知徹底と人権尊重思想の普及高揚を図ることとしています。

熊本地方法務局御船支局および御船人権擁護委員協議会では、次のとおり特設人権相談所を開設します。人権問題等でお困りの方はお気軽にご相談ください。

特設人権相談所 開設

相談は無料で、秘密は堅く守られます。

日時 6月4日(木)
午前10時～正午
午後1時～3時

場所 益城町役場 3階大会議室

問い合わせ先

熊本地方法務局御船支局

☎ 282-0118

児童手当の手続きを 忘れずに！

児童手当を受けるためには、申請が必要です。
(公務員の方は勤務先での申請になります。)

児童手当は、小学校修了前までの児童を養育する方に支給(所得制限あり)されます。新たに受給資格が生じた場合の「認定請求書」や、支給対象児童が増えた場合の「額改定認定請求書」等、手当を受けるためには手続きが必要です。

○認定を受けていない方

6月からは平成20年中の所得で受給資格を確認します。現在、所得制限限度額以上のため受給していない方や手続きをしていない方は、5月29日(金)までに認定請求の手続きをしてください。受給資格を満たしていれば6月分から受給できます。

認定請求は随時受け付けますが、支給開始は、手続きをした月の翌月分からとなります。

○現況届について

児童手当を受けている方は、6月中に「現況届」を提出しなければなりません。現況届は6月上旬にお送りしますので、必ず提出してください。

この届の提出がないと、6月以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。



●現況届に必要な添付書類等

- ☆年金加入証明書等またはご家族全員分の健康保険被保険者証等
- ☆益城町に平成21年1月1日に住所がなかった場合は、1月1日に住所があった市区町村長が発行する児童手当用所得証明書
- ☆このほか、必要に応じて提出書類があります。(養育する児童と別居している場合など)

問い合わせ先 役場子ども課 ☎286-3111 内線261・262